

平成27年度公共事業（大規模等）事前評価における一次政策評価の実施方針

1 趣旨

北海道政策評価条例（平成14年北海道条例第1号）第5条第1項の規定に基づき、知事部局が行う平成27年度公共事業（大規模等）事前評価に関する実施方針を定める。

2 基本的な考え方

- (1) 平成27年度政策評価基本方針第2の1（5）の規定により、公共事業（大規模等）事前評価を実施する。
- (2) 評価の実施にあたっては、北海道の厳しい財政状況を踏まえ、限られた行財政資源を有効に活用した社会資本の重点的な整備の推進の観点から、「選択と集中」の視点に立った新規採択事業・地区の点検・評価を行うものとする。

3 評価の対象

道が実施する、公共事業（国庫補助事業及び交付金事業）の施工地区のうち、国（公共事業関係省庁）の事前評価実施要領等に示されている事業の施工地区及び同要領等を準用した場合に対象となる交付金事業の施工地区で、次に該当するもの

- (1) 平成29年度国費予算要望等を予定している施工地区のうち事業費が10億円以上の地区
- (2) その他必要と認める地区
 - ア 平成30年度以降に国費予算要望等を予定している施工地区のうち、他の法令による手続き以前に事前評価が必要と認められる地区で、かつ、事業費が10億円以上の地区
 - イ 事業計画の変更（事業費や事業内容の変更等）など特別な理由により、事前評価の実施の必要が生じた、事業費が10億円以上の地区

4 評価の単位

国（公共事業関係省庁）の通知等により事業種別ごとに示された単位とする。

5 評価の視点

- (1) 事業の必要性（社会経済情勢、地域課題・ニーズ、新・北海道総合計画との関連）
- (2) 事業内容等の適切性（公的関与・実施主体、事業採択・構造基準等事業内容等の適切性）
- (3) 代替案の検討（事業手法や工法の比較検討の経緯・内容）
- (4) 緊急性・優先性（着手年度の設定理由、優先順位の設定）
- (5) 環境への影響・配慮（環境への対応）
- (6) 事業の妥当性（根拠法令、道政課題・関連施策との整合、関連手続き、地域の動向・意向、事業環境、事業コスト縮減の取組）
- (7) 事業効果（費用対効果等）
- (8) 事業特性による特記事項（事業に係るその他の必要な事項）

6 評価の時点

評価の時点は事前評価とし、平成28年3月1日現在の事業計画で評価を実施する。ただし、これによりがたいものについては、別に定めることができる。

7 評価の実施方法

各部局は、別に定めるマニュアルにより、次の調書を作成し、平成28年3月31日までに総務部行政改革局行政改革課に提出する。

ただし、前項ただし書きによる場合については、別に定める日までとする。

- (1) 公共事業（大規模等）事前評価地区一覧表（様式1）
- (2) 公共事業（大規模等）事前評価総括表（様式2）
- (3) 公共事業（大規模等）事前評価調書（様式3・事業概要図）

8 外部意見の反映

評価の客観的かつ厳正な実施を図るため、評価の過程において、北海道政策評価委員会公共事業評価専門委員会（以下「専門委員会」という。）から意見を聴取するなど、学識経験を有する者の知見の活用に努めるものとする。

9 評価結果の反映

評価の結果について、国費予算要望等を含めた事業の進め方に適切に反映させるものとする。

10 政策評価に関する情報の公表

評価に関する情報（評価調書、専門委員会議事録、評価の結果等）について、道民にとって容易に入手できる方法で積極的な公表に努めるとともに、各部局においても縦覧及び配布用資料の配布を行うものとする。

11 評価の充実

評価の充実を図るため、国、都府県等における実施事例、評価手法の信頼性及び制度の向上等に関する調査、研究及び開発に努めるとともに、評価に関する研修機会の確保や評価実施マニュアルの作成など職員の資質の向上に努めるものとする。

12 道民参加の推進

- (1) 評価の実施にあたっては、北海道のホームページのほか、各種広報媒体による意見の公募など、道民が意見を述べる機会が確保されるよう努めるとともに、道民の意見の評価への適切な反映に努めるものとする。
- (2) 道民の意見の評価への反映状況について、適時に公表する。

13 留意事項

- (1) 評価調書の作成にあたっては、道民に対して公開することを念頭に置いて、できるだけ分かりやすく、客観的な記述となるよう努めること。
- (2) 評価にあたっては、二次政策評価の視点等を念頭において行うこと。

14 その他

その他評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

平成27年度公共事業（大規模等）事前評価における一次政策評価の実施細目

1 評価対象地区の結果報告

各部局は、事前評価の対象となった地区について、新規採択の当否及び確定された事業計画等を、北海道政策評価委員会公共事業評価専門委員会（以下「専門委員会」という。）に報告するものとする。

2 事業費・事業内容等の変更の報告

各部局は、事前評価の対象となった地区について、評価実施後、事業着手までの間に事業費や事業内容等に大幅な変更が生じた場合は、変更後の事業内容に基づく評価調書を作成し、専門委員会に報告するものとする。

なお、大幅な変更とは、事業費については、1/2以上、または10億円以上の増減が生じた地区をいう。